信教の自由

2015年4月27日

主専攻法学演習(憲法)

4年　大楽、佐藤、柴田

3年　池田、石原、今津

1. **信教の自由**

**・条文**

憲法20条

1項　信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

2項　何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

3項　国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

**・沿革**

明治憲法のもとでは、信教の自由は保障されていたものの、「安寧秩序ヲ妨ケス及臣民タルノ義務ニ背カサル限ニ於テ」という限定がされていた。このため、法律や命令によって信教の自由を制限することも許された。また、神道は国家神道として政治と結びつき、天皇の神格化や神道教育など、事実上国教として扱われていた。

　以上の歴史的背景を踏まえ、日本国憲法では個人の信教の自由、国家と宗教の分離を定めている。

**・内容**

(1)20条1項前段

　憲法20条1項前段においては、「信教の自由は何人に対してもこれを保障する」と定めるが、ここでいう信教の自由には(A)信仰の自由、(B)宗教的行為の自由、(C)宗教的結社の自由が含まれる。

(A)信仰の自由とは、宗教を信仰するかしないか、またどの宗教を信仰するかについて国家に干渉されず、個人が任意に決定できる自由である。これは内心の自由に属し、絶対に侵されない。

(B)宗教的行為の自由とは、信仰に関して宗教上の祝典、儀式、行事を行う自由、または宗教的行為を強制されない自由を含む。(A)の信仰の自由とは異なり内心の自由ではないため、他者の権利や社会的秩序と衝突する場合があるため、ある程度の制約を受けることがある。

判例では、精神を患った被害者に対して、僧侶が加持祈祷として殴打を加えたところ死亡した事件について、最高裁は「他人の生命、身体等に危害を及ぼす違法な有形力の行使に当るものであり、これにより被害者を死に致したものである以上、被告人の右行為が著しく反社会的なものであることは否定し得ないところであつて、憲法二〇条一項の信教の自由の保障の限界を逸脱したもの」とした。

(C)宗教的結社の自由とは、同じ信仰を共有するものが宗教団体を結成する自由である。

(2)20条1項後段

　憲法20条1項後段においては、「いかなる宗教団体も、国から特権を受け、または政治上の権力を行使してはならない」と定めている。また3項では「国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない」と定めている。これを政教分離原則という。

　とはいえ、国家と宗教が一切係わらないということは事実上不可能であるため、どの程度まで国家と宗教の結びつきが許されるかが問題となる。この判断の基準としてアメリカの判例において、レモンテストがある。この基準は、国家の行為が(A)世俗的目的を持つものかどうか、(B)その行為の主要な効果が、宗教を振興しまたは抑圧するものかどうか、(C)その効果が宗教との過度の関わり合いをうながすものかどうか、という三要件を個別に検討し、いずれか一つでも満たさなければ違憲とするものである。

　最高裁判例においては、津地鎮祭事件判決（最大判昭和52・7・13民集31巻4号）の中で、憲法20条3項で禁止される宗教的行為とは、その「行為の目的が宗教的意義を持ち、その効果が宗教に対する援助、助長、促進または圧迫、干渉などになるような行為」に限られるとした。さらに、その判断は「外面的形式にとらわれず、行為の場所、一般人の宗教的評価、行為者の意図・目的及び宗教的意識、一般人への影響など、諸般の事情を考慮し、社会通念に従って客観的になされなければならない」とする。これは一般に目的・効果基準と呼ばれ、レモンテストの(C)の要件を考慮せず、(A)と(B)の要件を個別に検討していないという点でレモンテストよりも緩和した要件であるとされる。ただし、前述の判決には反対意見がついている。

　愛媛県靖国神社玉串料訴訟の最高裁判決では同じく目的・効果基準を基準にしたが、これを厳格に適用し、愛媛県知事の玉串料支出は違憲であるとした。それによると、①玉串料の奉納は社会的儀礼とは言えず、奉納者も宗教的意義を有するとの意識を持たざるを得ないもので、県が特定宗教とだけ意識的に特別の関わり合いを持ったことになり、②その結果、一般人に対して靖国神社は特別なものとの印象を与え、特定宗教への関心を呼び起こす効果を及ぼしたとし、「宗教的活動」にあたると判示した。

1. **剣道実技拒否事件**

第一審　神戸地裁1993年2月22日

第二審　大阪高等裁判所　1994年12月22日

最終審最高裁判所　1996年3月8日

(1)事実の概要

被告：神戸市立工業高等専門学校(神戸高専)

原告：同校の元生徒Ｘ

　Xは1990年5月に神戸市立工業高等専門学校(以下「神戸高専」)に入学した。高等専門学校においては学年制が採られており、学生は各学年の終了の認定があって初めて上級学年に進級することができた。神戸高専の学業成績評価及び進級並びに卒業の認定に関する規定によれば、進級の認定を受けるためには、習得しなければならない科目全部について不認定のないことが必要であった。不認定の基準は、ある科目の学業成績が100点法で評価して、55点未満であればその科目は不認定となるとされていた。また、進級等規定によれば、学生は連続して二回原級にとどまることはできず、校長は連続して二回進級することができなかった学生に対し、退学を命ずることができるとされていた。

神戸高専では、保健体育が全学年の必修科目とされていて、第一学年の体育科目の授業の種目は剣道だった。剣道の授業は前期又は後期のいずれかにおいて履修すべきものとされ、その学期の体育科目の配点100点のうち70点、すなわち、第一学年の体育科目の点数100点のうち35点が配点された。

Xは、聖書に固く従うという信仰をもつキリスト教信者である「エホバの証人」であった。Xはその教義に従い、格技である剣道の実技に参加することは自己の宗教的信条と根本的に相いれないとの信念の下、剣道の授業が開始される前に、他の「エホバの証人」である学生と共に四名の体育担当教員らに対し、宗教上の理由で剣道実技に参加できないことを説明し、レポート提出等の代替措置を認めてほしい旨を申し入れたが、教員らはこれを拒否した。その後教員らは校長とも協議したが、代替措置をとらないことが決まった。Xは剣道の授業では、服装を替え、サーキットトレーニング、講義、準備体操には参加したが、剣道実技には参加せず、道場の隅で正座をし、レポートを作成するために授業の内容を記録し、次の剣道の授業の前にレポートを提出したが、受理されなかった。体育担当教員は、Xの剣道実技の履修に関しては、欠席扱いとし、剣道種目については準備体操を行った点のみを5点(通年では2.5点)と評価し、他の体育種目の評価と総合して、42点と評価した。進級認定会議でXの体育の成績を認定することができないとされ、原級留置処分をした。翌年においても、Xの態度は変わらず、体育科目の成績は48点で、校長はXを、退学事由である「学力劣等で成業の見込みがないと認められる者」に該当するとし、退学処分を下した。

これに対しXは、信教上の信条から剣道実技に参加しない者にその履修を強制し、それを履修しなかったものに代替措置も採らずに欠課扱いとして体育の単位を認定せず、退学処分にするのは、信教の自由や、教育を受ける権利を侵害する者であり、教育基本法3条、9条1項、憲法14条等にも違反するとして、本件処分の取り消しを求める本案訴訟を提起するとともに、各処分の執行停止の申し立てをした。

※教育基本3条…すべて国民は、ひとしく、その能力に応ずる教育を受ける機会を与えられなければならないものであって、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

教育基本法9条1項…宗教に関する寛容の態度及び宗教の社会生活における地位は、教育上これを尊重しなければならない。

憲法14条…すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により政治的、経済的又は社会的関係において差別されない。

(2)判旨

神戸地裁　原告らの請求をいずれも棄却する。

憲法20条に規定されている信教の自由は、基本的な人権として、内心にとどまる限りその保障は絶対的なものといわなければならない。しかしながら、本件のようにそれに基づいて法的義務や社会生活上の義務の履行を拒絶するなどそれが外形的行為となって社会生活と関連を有する場合には、宗教に対し中立的な一般的法義務による必要最小限の制約を免れることができないこともまたいうまでもない。剣道の授業を必修としたことについてだが、高等学校学習指導要領には、高等学校においても格技を選択することができると定められているうえ、剣道は、それ自体宗教と全く関係のない性格を有し、健全なスポーツとして大多数の一般国民の広い支持を得ているのは公知の事実であるから、その剣道を、文部大臣から示された教育課程の標準を参考にして必修科目とした神戸高専の措置自体には、何ら裁量権の逸脱を認めることはできないとした。

政教分離については、剣道の実技に参加していないにもかかわらず、信教の自由を理由として、参加したのと同様の評価をし、又は、剣道がなかったものとして評価したとすれば、宗教上の理由に基づいて有利な取扱いをすることになり、信教の自由の一内容としての他の生徒の消極的な信教の自由と緊張関係を生じるだけでなく、公教育に要求されている宗教的中立性を損ない、ひいては、政教分離原則に抵触することにもなりかねない。教育基本法9条1項に定める宗教に関する寛容等も、あくまで、この宗教的中立性を前提とするものであり、宗教に教育上の理由に対して絶対優先する地位を認めるものでないとした。

被告は、2度にわたって進級認定会議を開催し、原告らの体育の単位を認定するについて慎重な手続をとったうえ、原告らの体育の単位が認定されず、その単位不認定とする体育担当教員の判定が相当であると確認したうえで、本件進級拒否処分をしたのであるから、この被告の処分に裁量権の逸脱又は濫用を認めることはできず、本件進級拒否処分にも何ら違法な点はない。

さらに、神戸高専は義務教育を行う学校ではないところ、原告らは自らの自由意思で入学したのであるから、その入学した神戸高専の存立及び活動等を保護するための内部規律によって、原告らの権利も一定の制約を受けるのはやむを得ないということができる。また、認定事実によると、被告は入学の説明等に際して、原告らを含む受験希望者らに対し平成2年度から剣道が必修になることを周知させる措置をとっており、原告らはそれを承知のうえ入学したのであるから、なおさら体育の単位不認定に関する原告らの信教の自由に対する不利益の程度は低いということができる。

以上のように、原告らの受けた信教の自由に対する制約は、必要やむを得ないものであったと認められるから、被告がした原告らの体育の単位不認定の措置には、裁量権の逸脱を認めることはできないとした。

大阪高等裁判所　請求容認

　本判決は、高等専門学校に関する係争事項は、単に学校の内部問題にとどまるのではなく、それが学生の権利または法律上の利益に直接かつ重要な関係を有する場合は、司法審査の対象となるところ退学処分はもとより、進級拒否処分も、学生が一般市民としての公の教育施設である高等専門学校において授業を受け、これを利用する権利を侵すものであるから、本件各処分は司法審査の対象となり、また、進級拒否処分は学生が高等専門学校という教育施設を利用する権利に制限を加えるものであり、第二次処分も独立の処分であるから行政処分に当たるとして、本件各処分の本案について判示し、Xの剣道実技への不参加と本件処分との間には因果関係があり、本件処分が適法であったか否かに関する争点は、学校側でXに対し代替措置をとるべきであったかに収斂されるところ、学校がXに対し代替措置をとらなかったことによって保持し得る公共的な利益と、信仰上の理由で剣道実技への参加を拒否したXの被った不利益との軽重を比較考量すると、学校側が剣道種目を採用したことに不合理なところはないが、剣道実技の修得が高等専門学校の学生にとって必要不可欠なものであるとまでいうことはできず、受講を拒否することによってXが被る不利益はあまりに甚大なもので、学校側が代替措置を講じるについて実際上の障害があったとは認められない、などとして、本件処分は裁量権を著しく逸脱するもので違法であると判示し、Xの控訴を認容し、本件処分を取り消した。

最高裁判所　請求容認

神戸高専において体育科目として剣道種目を採用したことに不合理なところはなく、また、体育科目の履修の重要性は否定できないが、その目的から見て、剣道実技の修得がなにものにも代え難い必要不可欠なものであって、剣道実技をせず、代替措置では体育の教育効果をあげることができないとまでいうことはできない。

確かに、神戸高専における教育は、義務教育ではなく、学生がその自由意思によって入学してくるものではあるが、神戸市が前記設置目的に従って設置した公の教育施設であって、広く授業その他施設の利用について門戸を開放しているのであるから、神戸高専は、入学を認められた学生に対して、設置目的に沿って可能な限り、予定されている授業を受けるなど施設利用について十分な機会を与えるための教育的配慮をする義務があり、これが教育基本法1条、2条及び右設置目的の趣旨にかなうものであると解せられるから、義務教育でないからといって、教育的配慮をする必要がないということはできない。

本件においては、剣道実技の受講を拒否することによって、神戸高専において教育を受けようとするXが被る不利益は極めて大きく、本件退学命令処分は、Xを神戸高専から排除し、教育を受ける機会を全く剥奪する処分にほかならないから、これによってXが被る不利益が余りにも甚大なものであることは明白である。

したがって、宗教上の理由によるXの剣道実技の授業への不参加に対し、代替措置をとることが、右憲法及び教育基本法の規定あるいはその趣旨に反し又は憲法14条に反するものであるとはいえないから、神戸高専が代替措置をとることには、法的な障害があったとはいえない。

また、代替措置は、神戸高専の教育施設としての公共的な利益とXが失う利益とを比較考慮すると、本件の場合には、信仰上の理由で剣道実技の授業に参加しないXに対し、代替措置をとることについて法的、実際的障害がない限り、その教育的配慮に基づき、剣道実技の授業に代わる代替措置をとるべきであったといわなければならない。

(3)私見

　　初めに代替措置について考える。判決は、Xによる剣道実技の受講拒否がXの信仰の核心的部分と密接不可分であること、かかる信仰に基づく拒否行為と本件各処分との間には因果関係があること、本件各処分によりXが被る不利益はあまりにも甚大であることを認め、これに対して剣道実技の修得はなにものにも代え難い必要不可欠なものということはできないとした。したがって、体育科目の履修は重要であり、それについてXには受講義務があるが、種目は剣道実技である必要はないということになる。教育的配慮の一環として代替措置を取る必要性が導かれる。判決は、教育的配慮は神戸高専の教育が義務教育でないからといって不要になるわけではないと述べた。妥当な判断だと思う。

　本件において代替措置が取られるべきであったと結論するためには、法的、実際的障害の有無についても検討すべきである。実際的障害については、予算や教員数制限はあっても、できる範囲で柔軟に対応し、次善の策を講じればよいのであり、このような対応が不可能であることは通常考えられないだろう。被告の主張は事実の裏付けを欠き、説得力に乏しい。問題は、法的障害の有無である。Xが宗教上の理由に基づいて剣道実技の受講を拒否し代替措置を求めることは信教の自由の観点から認められるとしても、神戸高専がXの受講拒否を承認し代替措置を取ることが政教分離原則に違反しないかどうか。この問題は、信教の自由に対する国家の配慮が政教分離原則の下でどこまで認められるかを個別具体の事例毎に実質的に判断することに解決するほかないと思われる。その際用いられるべき判断基準は、目的・効果基準ということになる。本件代替措置が教育的配慮の一環として採用・実施されるものであることは疑いないが、同時にそれが特定宗教の信仰者への配慮であることも事実である。この点は率直に認めた上で、信教の自由に対する負担を除去するための措置として目的において正当化されるとした方が理論的にすっきりすると思われる。また効果の点でも、判決は単に宗教に対する援助・助長等の効果を生じる可能性はないと判示するだけでなく、何が政教分離原則に照らして許されない宗教に対する援助・助長等の効果であるかをより明確にすべきではなかったと思われる。

　代替措置がXに対する有利な取り扱いではなく、身体上の理由等で体育実技に参加できない学生対して代替措置を講じる場合と実質的に異ならないことを認め、剣道実技の拒否理由に関する神戸高専の判断についても、Xの説明する宗教上の信条と剣道実技の受講拒否の関連性についてそれなりの合理的根拠が認められるか否かといった程度の調査をもって必要にして十分であり、それ以上に当該宗教の教義、内容に立ち入った審査を必要とするものではなく、また、すべきものではないとして、この程度の調査が公教育の宗教的中立性に反するといえないと述べた。いずれも妥当な判断であり、以上のことから代替措置をとることに法的な障害があったとはいえないとしたことも妥当なものであると思う。

1. **思想・良心の自由**

憲法19条　思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

渋谷秀樹氏は、「人間が人間らしく生きるためには、その精神的活動が充実していなければならない。自分の心(頭脳)の中で自由に物事を考え、自分なりの信念をもち、それに基づいて日々の生活を営んでいくということは、憲法上の権利を意識せず、日常的に行われている」としていて、思想・良心の自由はすべての精神的自由の基礎となる重要な権利であるといえるだろう。この発表テーマは信教の自由であるが、ディベート論題に似ている要素を持つ国家起立斉唱行為命令事件の判例をみる前に、思想・良心の自由について述べる。

・**明治憲法における思想・良心の自由**

　思想・良心の自由は、明治憲法下では保障されていなかった。そのため、治安維持法などの運用を通じて悲惨な思想弾圧が起きてしまった。その反省があったことと、ポツダム宣言中の「言論、宗教及思想ノ自由並ニ基本的人権ノ尊重ハ確立セラレルベシ」(10項)という項目から影響を受けたことにより、日本国憲法では思想・良心の自由が規定された。

**・思想・良心の自由の意味**

　学説では、①内心説②信条説に分かれる。

1. 内心説(広義説)

　思想・良心を、事物に関する是非弁別を含む内心領域一般と解する説

1. 信条説(限定説)

思想・良心を、進行に準ずる世界観・主義・思想などの人格形成の核心をなすものと限定して解する説

**・禁止される侵害**

1. 特定思想の強制

　天皇崇拝の強制などの政府が特定思想を教育・宣伝などの手段によって強制・勧奨すること

1. 特定思想を持つことを理由にした不利益処遇
2. 思想・良心の内容の告白(開示)強制(沈黙の自由)

**・保障の限界**

　思想・良心の自由は、それが内心に止まる限り、社会や他人の権利・利益とは無関係であるから、それが内心の領域にとどまる限り、絶対的な保障を受ける。

**・国歌起立斉唱行為命令事件**

　最高裁判所　2011年5月30日判決

1. 事実の概要

被告：都立高校の教諭であったX

原告：東京都

　都立高校教諭であったXは、卒業式における国歌斉唱の際の起立斉唱行為を命ずる職務命令に従わず、起立をしなかった。その理由として、在日朝鮮人や在日中国人の生徒に「君が代」を強制するのは教師としての良心が許さないという旨のことをあげた。都教委は、不起立行為が職務違反にし、全体の奉仕者たるにふさわしくない行為であるなどとして、戒告処分をした。その後、Xは、定年退職に先立ち申し込んだ非常勤の嘱託員等の採用選考において、都教委から、上記不起立行為が職務命令違反に当たることを理由に不合格とされた。このため、Xは、上記職務命令は憲法19条に違反するとして、東京都に対し、国家賠償法1条1項に基づく損害賠償等を求めた。第1審では裁量権の逸脱濫用が認められたが、第2審では認められなかったので、Xが上告した。

1. 判旨

Xの上告を棄却。

Xの国歌斉唱の際の起立斉唱行為を拒否するのは、X自身の歴史観ないし世界観から生ずる社会生活上ないし教育上の信念によると言えるが、本件職務命令当時、式典における国歌斉唱の際の起立斉唱行為は、一般的客観的にみて慣例上の儀礼的所作としての性質を有するかつそのように外部からも認識される。したがって起立斉唱行為はXの上記信念を否定することと結びつくものではなく、起立斉唱行為を求める本件職務命令はXの上記信念を否定するものということはできない。また上記の起立斉唱行為は、その外部からの認識という点からみても、特定の思想またはこれに反する思想の表明として外部から認識されるものと評価することは困難である。個人の歴史観ないし世界観に由来する行動と異なる外部的行為を求められることとなり、その限りにおいて、その者の思想及び良心の自由についての間接的な制約となる面があることは否定し難い。しかし、当該外部的行動が社会一般の規範等と抵触する場面において制限を受けるところがあるところ、その制限が必要かつ合理的である場合には、この制約も許容されうる。本件職務命令は一般的、客観的な見地からは式典における慣例上の儀礼的な所作とされる行為で、それが結果として個人の歴史観ないし世界観に由来する行動との相違を生じさせるという点でXの思想・良心の自由についての間接的な制約となる面がある。他方本件職務命令は、公立高等学校の教諭に対して卒業式という式典における慣例上の儀礼的な所作として国歌斉唱の際の起立斉唱を求めることを内容とするものであり、高等学校教育の目的や創業式等の儀礼的行事の意義等を定めた関係法令等の趣旨に沿い、かつ地方公務員の地位の性質及びその職務の公共性を踏まえたうえで、教育上の行事にふさわしい秩序の確保とともに当該式典の円滑な進行を図るものである。これらの諸事情を踏まえると、本件職務命令は、Xの思想・良心の自由についての間接的な制約となる面があるものの、職務命令の目的及び内容等を総合的に較量すれば、上記の制約を許容し得る程度の必要性及び合理性が認められる。以上の諸点に鑑みると、本件職務命令は、Xの思想・良心の自由を侵すものとして憲法19条に違反するとは言えない。

【ディベート論題】

公立Ａ中学校の教師Ｘは，自己の信仰する宗教のシンボルの紋章を胸につけて登校し，教壇に立って授業を行っていた。これを知ったＡ中学校校長Ｙは，Ｘが宗教上のシンボルを授業中生徒が目につくところに着用して授業を行うことは，学校内で宗教活動を行うことを意味し，それは宗教的中立性の原則に反するものであるとして，紋章を外して授業を行うように指示した。しかし，自己の信仰に忠実なＸは，その指示に従わずにいたため，懲戒処分を受けた。このXに対する懲戒処分は適切かどうか。

・参考文献

芦部信喜『憲法』第五版　岩波書店

長谷部恭男・石川健治・宍戸常寿　『憲法凡判例百選Ⅰ』第6版　有斐閣

渋谷秀樹・赤坂正浩　『憲法1　人権』第4版　有斐閣

『判例時報』1564号

早稲田大学大学院法務研究科HP

<http://www.waseda.jp/flaw/gwls/>